

旧優生保護法・らい予防法 問題から考える人権擁護

◆ 開催日

令和7年3月26日（水）午前10時から11時30分

◆ 対象者

医療・介護・福祉・行政 関係者

◆ 開催方法

オンライン開催（ZOOM）

◆ 講師

前田・鵜之沢法律事務所（優生保護法被害弁護団）

弁護士 前田 哲兵 先生

◆ 内容（講演・質疑応答）

旧優生保護法・らい予防法の問題点及び反省点について
知り、患者・利用者の権利擁護の在り方について考える

◆ お申し込み

2次元バーコードから
お申し込みください。
※開催直前まで申込み可能

【受講申込み2次元バーコード】



◆ 問い合わせ先

千葉市在宅医療・介護連携支援センター
電話：043-305-5021
メール：renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp